

第11回営業秘密官民フォーラム（2025年6月24日）

最近の事例を踏まえた 営業秘密管理のポイント

弁護士知財ネット

理事長 弁護士 林 いづみ

事務局員 弁護士 渡邊遼太郎

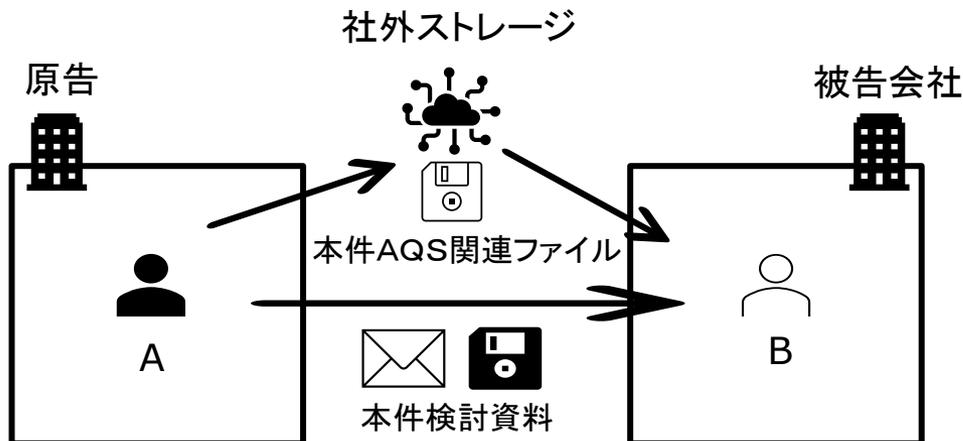
アキュラホームVSアイ工務店事件

(東京地判令和5年1月27日・令元年(ワ)20604号損害賠償等請求事件。被告の控訴取下げにより確定)

事件の概要

- 原告（アキュラホーム）が、**当時の従業員A（本件漏洩後にAを退社し翌日、被告会社に転職）、原告の元従業員で当時被告会社で勤務していたB、A・Bの転職先であり同業の被告会社（アイ工務店。原告元従業員がH22設立。本訴で原告は80人以上引抜かれたと主張）**が、それぞれ以下の行為を行ったとして、営業秘密侵害に基づき、差止め、損害賠償等を求めて提訴した事案。
- Aは、**原告の業務基幹システム改善のための検討資料（本件検討資料：本件情報1）**をメール添付の方法でBに提供し、Bは被告会社のシステム開発に利用
- Aは、退職届を提出した翌日に、**戸建て住宅の建築に必要な予算を算出するシステムに関するプログラム及び同プログラムに関連するデータ（本件AQS関連ファイル：本件情報2）**を、一旦社外のストレージにアップロードしたうえ、同データをダウンロードして被告会社に提供し、被告会社のプログラム開発に利用された

判決は、**本件情報1**については秘密管理性を認めて、**A（7号）、B（8号）、被告会社（8号）**により差止・損害賠償を認めたが、**本件情報2**については秘密管理性を否定。



判決のポイント

営業秘密該当性—秘密管理性の認定：判決は、本件情報1と本件情報2の管理体制のどこで秘密管理性の有無を判断したのか？

共通点：

- ①原告のファイルサーバー全体への**アクセス制限**（原告貸与PC、ユーザーIDとパスワードのログイン管理）
- ②機密情報の持出しを禁じる**誓約書**の提出
- ③個別ファイルに秘密であることの表示なし

相違点：個別のアクセス権限を設定する管理の有無

- 本件情報1が保管されていたフォルダには、原告の特定の部署に所属する者など**従業員の中のごく限られた者（約30名）のみがアクセス可能**であった
- 本件情報2が保管されていたフォルダは、**個別にアクセス権限を設定する管理は行われておらず、相当多数の従業員がいた原告において、従業員であれば誰でもアクセスし、ダウンロードすることが可能**

判決は「パソコンからログインをした従業員は、原告のサーバ中の相当多数の情報に接することができる場所、上記のとおり、本件AQSファイルについては、**多数の従業員がだれでもアクセスできる相当多数の情報の中で、当該情報が秘密としての管理がされているといえるか否かが外形的には全く明らかではなかった。**そのような情報について営業秘密とされるとすると、従業員は、接することができる相当多数の情報のうち、どの情報が不正競争防止法にいう秘密であるかを明確に知ることはできず、ある行為が不正競争防止法違反となる行為となるかを明確に知ることはできない。」

☹️被告らが、本件情報2について共通点①②の秘密管理措置を突破したことを評価していない。個別ファイルに秘密表示がないだけで、「他社に漏洩することが許されると理解される状況」になるのか？

産総研刑事事件

(東京地判令和7年2月25日・令5年(わ)第1278号不正競争防止法違反被告事件)

事件の概要

- 被告人（権恒道）は、入所以来、同所の触媒化学融合研究センター革新的酸化チームや機能化学研究部門に所属して、**低環境負荷型フッ素材料の開発等に従事**。
- 産総研の5-1D棟の事務室や実験室を使用して研究。なお、被告人は、産総研から本件ノウハウに係るC4合成研究を含む兼業許可を取得したことはなかった。
- 被告人は、産総研からアクセスを許されていた、「ヘプタフルオロイソブチロニトリル（C4）」の合成技術情報（以下「本件ノウハウ」。なお、直接的には、直前にDからメールで共有を受けていた。）を、**中国のB社従業員のC宛に、メールに添付して送信**

判決「上記法人の研究施設内から勤務中に行われた背信的で大胆な犯行といえる。被告人は、研究費の一部として国費が投入される国立研究開発法人に約25年間にわたって研究者として勤務していたところ、その信頼を裏切り、同法人の設備や機器等の資源を不正に利用し、自らが受入責任者として同法人研究員として受け入れた同胞外国人に指示して化学物質の合成技術に関する研究を秘匿しつつ進めた結果、合成技術情報のノウハウ等の営業秘密である研究成果物がまとまるや、自身の妻が主たる株主になっている外国企業の事業に利用するために開示しており、犯行態様は高度の計画性がうかがわれる巧妙なもので悪質である。犯行動機は、同企業で当該化学物質の工業的量产等によりその利益等を図ろうとした利欲的かつ身勝手なものといえ、酌むべき点は見当たらない。」

- 判決では、被告による営業秘密侵害が認められ、被告人に、懲役2年6月（執行猶予4年）・罰金200万円の判決
- 被告人以外の関係者は立件されていない

日本

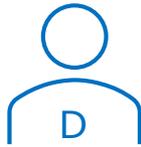
中国



産総研



中国籍
H14入所
上級主任研究員



中国籍
H26頃入所
被告人と同じ部署
被告人が受入責任者
契約社員



中国籍
H28頃入所
被告人の推薦で入所
日頃から被告人の研究
室に出入り

H30.4.13



本件ノウハウ

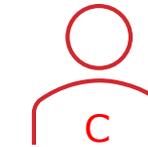


B社

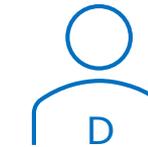
本件当時、C4の製造等
当時の代表は被告人の妻
H30.4.20(本件メールの1週間後)に本件
ノウハウと一部同じ内容の特許bを出願



B社設立
設立当時法定代表者
本件当時化学研究顧問



B社の事務室長
特許申請等を担当



B社の研究部長



H社

被告人が董事長
B社と資本関係あり
B社はH社の工場を借りてC4製造技術を
研究



H社の総経理兼法
人代表
B社によるC4の研
究にも従事

判決のポイント

1. 本件ノウハウが産総研に帰属するか

- 産総研の成果物規程では、「**職員等によって研究所において職務上得られた研究成果物等は、特段の定めのない限り、研究所に帰属する**」等と規定。
- 本件ノウハウに係る研究のうち、**実験やデータ分析等の実務は産総研の職員であったD及びEが主体**となって担われており、**D及びEは産総研施設内の機器を用いて本件ノウハウの研究を実施**
- 本件ノウハウに係る一連のC 4 合成研究は、**産総研職員である被告人が監督・主導してD及びEらが実験等の実務を担当**して実施
- **本件ノウハウは、被告人及びDが共同で作成した研究成果物等**であると認められる
- 本件ノウハウが営業秘密にあたるときは、**産総研は、不競法2条1項7号の「営業秘密保有者」**にあたる。

2. 秘密管理性

- 産総研法等、成果物規程等では、**守秘義務等**が規定
- 産総研では、職員以外が立ち入ることができないよう**研究施設を施錠**するほか、**職員固有のパスワードを入力しなければ産総研が貸与するパソコンを使用できない**ようにする等の秘密漏洩防止措置を実施
- 産総研では、職員全員に秘密保持に関する**研修の受講を義務付け**
- 産総研は、**研究成果物等全般について包括的に秘密管理意思**を有しており、これは、産総研に所属する各研究者が職務として従事する日常的な研究の過程で得られた産総研に帰属する研究成果物等を産総研の国立研究開発法人としての性質に沿って**我が国の公益のために最大限の研究成果物等を確保するための合理的な秘密管理の方法（秘密性の明認を怠ったとしても秘密管理性に影響を及ぼすことはない。）**

3. 非公知性

- **本件ノウハウと同様の合成技術が記載された論文等の文献や特許は一般に知られていなかった**から、本件ノウハウは、本件当時において、非公知性が認められる

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム



<https://iplaw-net.com/category/tradesecret-mailmagazine-column>

参考資料

弁護士知財ネット提供 営業秘密官民フォーラムメールマガジン掲載コラム

2024年1月号以降

- 福井県内企業における営業秘密保護の現状と取り組み
- スタートアップにおける営業秘密の管理
- 令和6年2月19日東京地方裁判所判決—服のパターンと非公知性
- 回転寿司チェーン会社による営業秘密侵害事件判決の検討
- 名古屋高判令和3年4月13日判決の検討
- 農業分野における営業秘密の保護ガイドライン
- ソースコードと営業秘密
- スポーツ業界において営業秘密が問題となった海外事例
- 公正取引委員会「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」における営業秘密と独占禁止法の関係について